

## 平成25年度(第39回)社会福祉助成金募集要項

当基金は、国民福祉の向上に資することを目的とし、社会福祉事業に対する助成を行うため、丸紅株式会社の拠出金により、昭和49年9月厚生大臣の認可を受けて設立されたものであります。設立の翌年、昭和50年より全国の福祉施設や団体が必要とする設備、機器、車輛、家屋のほか、各種団体が行う調査・研究活動などの資金助成として、毎年約1億円の助成を継続し、本年度で39回目を迎えました。

つきましては平成25年度助成金の募集を、下記のとおり実施いたします。

### 記

#### 1. 助成金額・件数

助成金総額は1億円を目処とし、50件以上の助成を行います。

助成申込金額は限定しませんが、1件当りの助成金額は、200万円を上限とします。

#### 2. 助成の対象

当基金の助成は、わが国における社会福祉事業（福祉施設の運営、福祉活動など）を行う民間の団体が企画する事業案件で、次の条件を具備するものを対象とします。

- (1) 申込者（実施主体）は、原則として非営利の法人であること  
(ただし、法人でない場合でも3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする)
- (2) 明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること
- (3) 助成決定から1年以内に実施が完了する予定のものであること  
(平成25年11月から平成26年10月末までに実施される事業が対象)
- (4) 一般的な経費不足の補填でないこと
- (5) 申込案件に、国や地方公共団体の公的補助がないこと、また他の民間機関からの助成と重複しないこと

#### 3. 選考基準

選考にあたっては、次の各項を勘案します。

- (1) 先駆的・開拓的な事業案件であって、社会福祉の充実・向上に波及効果が期待されるものを優先します。
- (2) 緊急性が高いものを優先します。
- (3) 社会福祉事業に従事する人々の環境改善・向上に役立つものを優先します。
- (4) 直近3年度以内に当基金の助成を受けている団体からの申込は、優先度が低くなります。

#### 4. 申込方法

申込は、当基金所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記添付書類と共に事務局宛にご送付願います。

<添付書類>

- ① 定款（任意団体の場合は、規約などの内部規定）
- ② 役員名簿（住所、氏名、年令の記載があるもの）
- ③ 申込団体および申込対象施設の決算書（収支計算書、貸借対照表）
- ④ 対象事業案件に要する費用の根拠となる書面  
（見積書、購入商品のパンフレット・カタログの抜粋、写しなど）
- ⑤ 団体・施設の案内書（最近の活動状況の刊行物があれば、併せて添付してください）
- ⑥ 本部および申込対象施設の所在地地図
- ⑦ 法人格をお持ちの団体は、登記簿謄本の写し

なお、申込書用紙など申込関係書類は、当基金のホームページからダウンロード

(<http://www.marubeni.or.jp/>) されるかファックス、ハガキ、またはE-メールにて下記を明記の上、当基金にご請求ください。

・郵便番号と住所　・団体名　・担当者名　・電話番号　・ファックス番号

## 5. 申込受付期間

申込は郵送のみとし、平成25年4月15日（月）より同年5月31日（金）まで受け付けます。  
（5月31日消印のものまで有効）

## 6. 助成の決定、通知

助成先、金額は選考委員会にて選考の上、評議員会、理事会に諮り決定します。  
採否の結果については、平成25年10月下旬にお申込頂いた全団体の代表者宛に通知します。

## 7. その他

- (1) 申込は1団体1件に限ります。
- (2) 選考のために必要がある場合には、所定の添付書類の他に、更に詳しい書類を提出していただく、あるいは訪問調査をさせていただくことがあります。
- (3) 助成が決定したときは、所定の「承諾書」、その他必要書類を提出していただいた上で、助成金を銀行振込にて送金いたします。  
助成事業案件を実施した後、助成対象物件に当基金のシンボルマークを貼付し、所定の「支出報告書」「完了報告書」を提出していただきます。  
また、2年後に助成事業案件のその後の状況について「現況報告書」を提出していただきます。

## <問い合わせ・書類の送付先>

〒100-8088

東京都千代田区大手町1-4-2 丸紅ビル内

社会福祉法人 丸紅基金

電話：03-3282-7591・7592・7287      FAX：03-3282-9541

E-mail：[mkikin@marubeni.com](mailto:mkikin@marubeni.com)

ホームページ：<http://www.marubeni.or.jp/>

以上